



北京のサービス業開放拡大を後押しする税収優遇政策

概要 :

- 2020年9月7日、国務院は「北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行プログラムの深化および国家サービス業開放拡大総合モデルエリアの建設に関する業務方針」(以下、「業務方針」)を承認した。同方針で打ち出された一連の税収優遇政策は、北京市が中国サービス業の開放的・革新的な発展を推進する国家级モデルエリアの構築を後押しするものとなる。

背景



北京市のサービス業は、改革開放以降に高度成長期を迎え、徐々にサービス業を主導とする開放型経済体制を構築してきた。2015年、北京市はすでに全国に先駆けて初のサービス業開放拡大総合試行都市となった。北京市が中国サービス業の開放においてその指導的役割をよりよく發揮できるよう、国務院は「業務方針」で北京市における新たなサービス業の開放拡大総合試行プログラムの深化および国家サービス業開放拡大総合モデルエリアの建設を明確に支持している。

「業務方針」は2つの段階に分かれて実施される予定である。即ち、2025年までに、貿易・投資の利便性に重点を置いたサービス業開放拡大体制を基本的に整え、市場化・法治化・国際化に適したビジネス環境をさらに改善し、産業競争力を著しく強化して、リスク予防と管理を効果的に行い、中国サービス業の開放拡大を力強く牽引していく。2030年までに、貿易・投資の自由化と利便化、国境を越えた資金移動・人材の就職・輸送の利便化、データの安全かつ秩序立った送受信を実現し、国際的にハイレベルな経済貿易規則に対応できるサービス業開放体制を基本的に構築して、サービス業の経済規模と国際競争力を世界のトップレベルまでに引き上げる。

KPMGの所見



「業務方針」は、サービス業における重要分野の改革開放拡大の深化、重要園区でのサービス業開放拡大の模範的な発展の推進、国際的な基準に準じた制度革新体制の構築、サービス業の開放拡大のための要素供給の最適化という4つの観点から、26項目の具体的なタスクを提出了。その中で、下記の税収優遇政策は注目に値する。

税収優遇政策のハイライト	KPMGの分析
<ul style="list-style-type: none">ベンチャーキャピタルの企業所得税優遇に係るパイロット政策の実施 <p>中关村国家自主创新モデルエリアでベンチャーキャピタルの企業所得税優遇に係るパイロット政策を実施する。パイロット期間内に、条件に該当するベンチャーキャピタルに対して、年末における個人株主の持株比率に応じて企業所得税を免除し、長期投資を奨励して、個人株主が当該企業から取得した配当金は規定に従って個人所得税を納付する。具体的な</p>	<ul style="list-style-type: none">当該優遇政策は、ベンチャーキャピタルにとって重要な優遇政策であり、ベンチャーキャピタルが抱えている二重課税の問題を解決する有効な方法となる。即ち、ベンチャーキャピタルはこれまで、取得した所得に関して、会社が企業所得税を納付し、利益を個人株主に配当する際に個人所得税を納付する必要があった。 <p>(当該優遇政策に対するKPMGの後続の詳細な解説をご参照ください。)</p>

条件は財政部、税務総局などの関連部門により確定される。	
<ul style="list-style-type: none"> 特定分野のハイテク企業の認定条件の簡素化。 <p>北京で集積回路、人工知能、バイオ医薬、重要材料などの分野に従事する一定規模以上の製造・研究開発企業のハイテク企業認定に関しては、1年以上経営し、かつ研究開発費用の総額に占める中国国内で発生した研究開発費用の合計金額が50%以上という条件で、「届出れば承認される」を実行する。ハイテク企業として認定された場合、関連規定に従い所得税優遇などの政策を享受でき、事中・事後の監督と管理を強化して、ハイテク企業の認定基準に合致しないことが発見された場合は、関連規定に従って処理される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、北京で集積回路、バイオ医薬、重要材料などの分野に従事する企業のハイテク企業認定に関しては、一定の研究開発費用の構成比に達すると、「届出れば承認される」という優遇政策を享受できるものの、ここ数年、政府は次第にハイテク企業に対する事後監督・管理を強化し、条件に該当しない企業のハイテク企業資格を取り消している。監督管理部門が認定後に実施する抜き打ち検査に備えるために、企業は事前の情報整理と準備を整え、完備した研究開発管理システムを構築しなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> 外国ハイエンド人材に対する個人所得税優遇政策。 <p>北京市の特定地域において外国ハイエンド人材に対する個人所得税優遇政策の実施を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、具体的な優遇政策はまだ検討段階にあり、公布されていない。しかし、粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）および海南自由貿易港がハイエンド人材を誘致するために導入した個人所得税優遇政策を参考するものと思われる。例えば、粤港澳大湾区に勤務する国外（香港・マカオ・台湾を含む）ハイエンド人材及び不足人材に対して、個人所得税負担額の差額に基づき補助金を支給し、かつ当該補助金にかかる個人所得税を免除する。海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が15%を超えた部分に対して、個人所得税を免除する。
<ul style="list-style-type: none"> 技術移転所得税の免税上限額を2,000万人民元にまで引き上げる。 <p>中関村国家自主创新モデルエリアの特定地域で技術移転所得税優遇に係るパイロット政策を実施する。パイロット期間内に技術移転所得の課税免除額を500万人民元から2,000万人民元にまで引き上げ、税収優遇を享受できる技術移転範囲と条件を適切に緩和する。詳細は財政部、税務総局などの関連部門により確定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術移転の需要のある企業にとって、これは朗報である。この税収優遇政策を適格に享受できるよう、企業は、政府部門が後続して打ち出される優遇政策を享受できる技術移転の範囲と条件に注目する必要がある。

現在、上述の政策に関する詳細な実施規定の公布が待たれている。企業は、政府の政策動向に注目するようご提案します。優遇政策を十分に享受できるよう、必要に応じて専門機関にアドバイスを求めるこどもできます。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

Hayashida Hironori 林田弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

華西・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Mokuta Masakazu 岸田正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Inanaga Shigeru 稲永繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

Morimoto Tadashi 森本雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322